

平成25年行政事業レビューシート (農林水産省)

事業名	漁場油濁被害対策費		担当部局庁	水産庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度～(未定)		担当課室	増殖推進部漁場資源課		漁場資源課長 中津達也		
会計区分	一般会計		政策・施策名	⑯水産資源の回復				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-		関係する計画、 通知等	水産基本計画 (平成19年3月20日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔 に。3行程度以 内)	船舶、工場及び海上等から油等の流出による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃を推進することにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資する。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<p>原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁業者等が行う漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する防除・清掃事業の実施、漁業被害額及び防除費等の審査認定及び油除去の指導者を養成するための講習会の開催や要請に応じ専門家派遣などの油濁被害防止対策を実施。(補助率:定額)</p> <p>(基金に関する事項) 防除清掃費助成事業資金(基金設置年:昭和50年) 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止のため、漁業者が汚染漁場の防除・清掃に要した費用を支弁する。及び、原因者は判明しているが、船主責任保険の未加入等により原因者による防除措置及び清掃作業が行われない等漁場油濁の拡大防止及び漁業者が汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する。(取崩型、補助・補てん) 防除費準備預金(基金設置年:昭和52年) 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止のため、漁業者が汚染漁場の防除・清掃に要した費用を支弁する。(取崩型、補助・補てん)</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	当初予算	62	59	53	43	38		
	補正予算	-	-	-	-			
	繰越し等	-	-	-	-			
	計	62	59	53	43	38		
	執行額	55	41	41				
	執行率 (%)	89	70	79				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (34年度)	
	①主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保 *下段()書きは年度目標値、上段は年度実績値		成果実績 成果実績①	1,788 (1,829)	1,665 (1,837)	1,572 (1,717)	1,739	
	②原因者が判明しない漁場油濁被害を受けた漁業者に対し、救済金の支給や漁業者が実施した防除・清掃活動に要した費用の支弁を行なうとともに、被害額の審査認定及び講習会の開催等油濁防止対策を実施することにより、被害漁業者の迅速な救済を図り、漁業者の経営安定に資する。併せて汚染漁場の回復に寄与することとし、防除・清掃事業を実施したことによる現状復帰率90%以上 *下段()書きは年度目標値、上段は年度実績値		達成度 成果実績 成果実績②	% 97.8	90.6	91.6		
			達成度 成果実績 成果実績②	% 100 (90)	100 (90)	100 (90)	(90)	
			達成度 成果実績 成果実績②	% 111.1	111.1	111.1		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	原因者が判明しない漁場油濁事故の発生は予測困難であることから、防除・清掃事業及び審査認定事業はそれぞれ事業対象事業の申請に対する処理件数、指導者養成事業では講習会開催件数、専門家派遣事業は派遣要請に対する処理件数とし、補助事業実施件数(回数)の合計を活動指標とする。 (基金に関する事項) 防除清掃費助成事業資金及び防除費準備預金については、単年度事業費を越えるような大規模な額の支弁が発生した場合に支払を行うため、平成22年度から実績はない。		活動実績 (当初見込み)	補助事 業実施 (件)	20件 (一)	13件 (一)	14件 (一)	(一)
平 成 2 5 ・ 2 6 年 度 予 算 内	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	防除清掃事業		7	7	各種単価等を精査し、積算全体について見直しを行うことにより、事業コストの削減を図った。			
	審査認定事業		4	3				
	油濁被害防止対策費		32	28				
	(うち指導者養成事業費)		25	21				
	(うち専門家派遣費)		7	7				
	計		43	38				

事業所管部局による点検														
	項目	評価	評価に関する説明											
国 必 要 投 入 の 性 能	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	漁場油濁事故の発生を予測するのは困難であり、被害を受けた漁業者の経営に大きな影響を与えている。防除清掃事業は、原因者不明の漁場油濁事故による被害の拡大防止、汚染漁場の清掃を実施した漁業者に対して費用を支弁するための事業であり、費用は、公費(国、都道府県)及び民間事業者が拠出して実施している。											
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○												
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○												
事業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	防除・清掃事業、審査認定事業及び油濁被害防止対策事業(専門家派遣)について、原因者が判明しない漁場油濁事故の発生を予測するのは困難であり、事故の発生回数、事故の発生場所等の他律的要因によって単位あたりのコストが増減するため比較できない。											
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	油濁被害防止対策事業(指導者養成講習会)について、漁協等の要望によって開催し、講習会の内容は、基礎知識の講義、水槽実験及び地域の漁業の実態や地形、潮流等の状況に応じた実技指導等を行うため事業内容が変わるために単位あたりのコストの比較ができないが、結果として前年度より単位あたりのコストを削減することができなかった。											
	単位当たりコストの水準は妥当か。	×												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○												
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	なお、不用率が大きい理由については、原因者不明の漁場油濁事故による被害の拡大防止、汚染漁場の清掃を実施した漁業者に対して費用を支弁するための事業であり、H24年度においては、事故の発生が少なく、支弁を要しなかったため。											
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○												
事業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	○	原因者が判明しない漁場油濁被害を受けた漁業者が実施した防除清掃活動に要した費用について支弁を行うとともに、被害額に審査認定及び講習会の開催等油濁防止対策を実施することにより、被害漁業者の迅速な救済を図り、漁業者の経営安定に資する。併せて、汚染漁場回復に寄与することとして、防除・清掃事業を実施したことによる現状回復率90%以上を成果指標とし、達成している。											
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-												
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-												
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名											
点 検 結 果	原因者が判明しない漁場油濁事故の発生を予測するのは困難であり、指導者養成講習会は漁協等の要望によって開催しているため、活動実績が変わり単位あたりのコストの比較ができないが、日頃の体制作りの維持は必要である。事業全般について評価員による事業評価を行い、事業の効率性、妥当性等について点検を実施している。 なお、当該事業は、昭和47年当時、高度経済成長に伴う石油輸送や海上交通の増大により、原因者不明の油濁事故に対処するため、衆・参両院交通対策特別委員会や水産部会赤潮油濁対策小委員会等の論議を経て、最終的には農林・通産・運輸の事務次官による「了解事項」を取り交わし、昭和50年度から原因者不明の油濁事故に対して(財)漁場油濁被害救済基金を窓口として事業を実施してきた経緯があり、上記「了解事項」に基づき、 ①油濁基金が暫定期間に引き続き救済対策を実施すること ②費用は、公費(国、都道府県)及び民間事業者が負担することとされ、 基金を造成し、国が負担すべき防除・清掃事業費の部分を予算措置するとともに、漁場油濁被害対策事業を実施しているものである。 防除清掃費助成事業資金について、平成18年度に事業実施に必要な資金の適正保有水準の設定について検討した結果、資金の適正水準を2億円(うち、国費1億円)とし、それを越える部分(9千2百万円)について国庫返納を行い、積み増しはしないこととし、基金の適正な保有水準に努めている。 (参考)(財)漁場油濁被害救済基金は平成23年10月に(社)海と渚環境美化推進機構と合併し、平成25年4月1日付けで公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となった。													
	外部有識者の所見													
	-													
	行政事業レビュー推進チームの所見													
	事業内容の改善	本事業は、執行率が79%と低い。また、単位当たりコストにおいて、前年度を上回っているものがある。以上のことから、「執行額と予算額の乖離の改善」、「単位当たりコストの削減」を行うべきであり、本事業としては「事業内容の改善」とする。今後とも適切な事業執行に努め、事業が適正なコスト意識のもとで行われているか評価を行うこと。												
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況														
縮減	漁場油濁事故の発生は予想できるものではなく、万が一の事故に備えて、防除・清掃事業及び審査認定事業について一定の費用を確保しているものであり、24年度のように事故件数が少なく支弁額が少ない場合は国庫に返納しており、合理的な事業実施が図られているところである。また、油濁被害防止対策事業(指導者養成・専門家派遣)にかかるコストの削減については単価の見直しを行い、一層のコストの削減に努めたい。													
備考														
(基金に関する事項) ①「保有割合と算出方法」 防除清掃費助成事業資金(防除事業費分) 保有割合=直近年度末の基金額÷(事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額+管理費) =200百万÷(204百万+0)=0.98 防除清掃費助成事業資金(特定防除事業分) 保有割合=直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額+管理費) =150百万÷(150百万+0)=1 防除費準備預金 保有割合=直近年度末の基金額÷(事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額+管理費) =50百万÷(50百万+0)=1														
②基金の終了及び廃止予定期間 原因者不明の漁場油濁は、「犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業」に該当するため終了及び廃止時期を設定していない。														
③公表資料 http://www.umitonagisa.or.jp/														
関連する過去のレビューシートの事業番号														
平成22年	0437	平成23年	0312	平成24年	0300									

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

農林水産省 41百万円

【特定・補助】

A. (財)海と諸環境美化・油濁対策機構 41百万円

[1. 防除・清掃費及び審査認定事業費 4百万円
2. 油濁被害防止対策事業費 37百万円]

(基金に関する事項)
H24期首残高 188百万円(うち前年度より繰入188百万円:国庫分のみ)

[①防除清掃費助成事業資金 175百万円]

【収入】		【支出】	
繰越金	175百万円	事務費	0. 2百万円
補助金	0円	計	0. 2百万円
運用益	0. 2百万円		
計	175. 2百万円		

[②防除費準備預金 13百万円]

【収入】		【支出】	
繰越金	12. 5百万円	防除費預り金	0. 02百万円
補助金	0円	計	0. 02百万円
運用益	0. 02百万円		
計	12. 52百万円		

(基金に関する事項)
H24期末残高 188百万円(翌年度へ繰越予定)

[①H24期末残高 175百万円
②H24期末残高 13百万円]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

①漁業者等が行う油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要する経費の支弁を行う。
②漁業被害額及び防除費等の審査認定を行う。

③上記②の審査認定会の運営を行う。

④油防除の指導者養成を行うための実技指導を含めた講習会の開催等を行う。

【支弁・定額】

B. 大阪府漁業協同組合連合会
(申請・交付委任者)

堺市漁業協同組合

堺市沿岸漁業協同組合

堺市出島漁業協同組合

(被害漁業者)

0. 2百万円

[漁業者等が油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃を行う。]

A.(財)海と渚環境美化・油濁対策機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
技術者賃金	指導者養成講習会に要する専門技術者及び専門技術者補助に要する費用	6			
	油濁事故対応及び事故調査に要する専門技術者及び専門技術者補助に要する費用	6			
	指導者養成・油濁情報編集等に要する専門技術者及び専門技術者補助に要する費用	5			
	専門家派遣事業検討委員会に要する専門技術者及び専門技術者補助に要する	5			
	審査認定事業に要する専門技術者及び専門技術者補助に要する費用	3			
旅費	・調査旅費等 ・その他業務に係る移動費・乗車賃	5			
印刷製本費	・専門図書等購入 ・油濁情報(油濁だより)印刷製本費	4			
雑費	・講習会実施に係る資機材費 ・OA機器リース料、ランニングコスト	1			
通信運搬費	・講習会実施に係る資機材輸送費 ・油濁情報発送料	2			
謝金	・審査委員及び専門家委員謝金 ・油濁情報原稿料	1			
会議費	講習会、審査委員会、専門家委員会等における会議費	0.3			
防除・清掃費	被害漁業者に支弁するための防除・清掃費(B.大阪府漁業協同組合連合会へ)	0.2			
その他	・借損料、専門家確保費、消耗品費、課税公課	2			
計		41	計		
B.大阪府漁業協同組合連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
防除・清掃費	油濁被害拡大防止のための防除・清掃を行う作業員日当、資材費	0.2			
計		0.2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	漁場油濁事故について、漁業被害者の救済等を行うとともに、漁場油濁被害の防止対策のための指導者養成事業等を行う。	41	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府漁業協同組合連合会	被害漁業者等が行った油濁被害被害防止のための防除・清掃費	0.2	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					